

犯罪捜査報償費等返還請求事件についてのコメント

平成21年3月2日 仙台市民オンブズマン

- 1 裁判所が、報償費による警察の組織的裏金作り（生活保安課・鉄道警察隊）を認めた判決である。
- 2 内部告発者が■■■■氏であることを認めた意義も大きい。
- 3 しかし、訴訟要件を備えないとして、却下したことには承服できない。控訴する方向で検討する。

判決は、「所属長の決裁、資金前渡職員による支出等の一連の行為もまた財務会計上の行為である」と判断しているが、協力者には報償費は渡っておらず、渡っていないものを財務会計上の行為の一部と評価することは非常識である。

正規の手続きを装ってあたかも協力者等に現金が交付されたごとく支出関係書類を作成して裏金を捻出し、交際費等に支出していたことを財務会計上の行為と評価していることも誤りである。なぜなら、裏金は個人的にプールされ費消されようが、組織的にプールされ費消されようが、財務会計上の行為とはいえないからである。したがって、その所属長の個人的な費消のみを非財務会計行為（真性怠る事実）とすることはできない。

